平成22年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成22年3月17日 (水曜日)

議 事 日 程 (3)

平成22年3月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 町長提出議案 芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の制定に 第3号 ついて
 - 第2 町長提出議案 芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定につ 第4号 いて
 - 第3 町長提出議案 芦屋町モーターボート競走事業への地方公営企業法の全部適用 第5号 に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 第4 町長提出議案 芦屋町暴力団等排除条例の制定について 第6号

 - 第7 町長提出議案 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 第9号 例の制定について
 - 第8 町長提出議案 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条 第10号 例の一部を改正する条例の制定について
 - 第9 町長提出議案 芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定につ 第11号 いて
 - 第10 町長提出議案 芦屋町特別職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条 第12号 例の制定について
 - 第11 町長提出議案 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条 第13号 例の制定について
 - 第12 町長提出議案 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について 第14号
 - 第13 町長提出議案 芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止す 第15号 る条例の制定について

 - 第15 町長提出議案 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について 第17号
 - 第16 町長提出議案 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定 第18号 について

- 第19 町長提出議案 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 第21号
- 第20 町長提出議案 芦屋町観光公園条例の制定について 第22号
- 第21 町長提出議案 芦屋町町費負担教員の採用及び給与等に関する条例の制定につ 第23号 いて
- 第22 町長提出議案 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に 第24号 ついて
- 第23 町長提出議案 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を 第25号 改正する条例の制定について

- 第26 町長提出議案 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第7号)について 第28号
- 第27 町長提出議案 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 第29号 について
- 第28 町長提出議案 平成21年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(第1号)につ 第30号 いて
- 第29 町長提出議案 平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 第31号 について
- 第30 町長提出議案 平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第2号) につ 第32号 いて
- 第31 町長提出議案 平成21年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号) 第33号 について
- 第32 町長提出議案 平成21年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第1号)につ 第34号 いて
- 第33 町長提出議案 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第3号)につ 第35号 いて
- 第34 町長提出議案 平成21年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について 第36号
- 第35 町長提出議案 平成21年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)に 第37号 ついて
- 第36 町長提出議案 平成22年度芦屋町一般会計予算について 第38号

- 第37 町長提出議案 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について 第39号
- 第38 町長提出議案 平成22年度芦屋町老人保健特別会計予算について 第40号
- 第39 町長提出議案 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について 第41号
- 第40 町長提出議案 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について 第42号
- 第41 町長提出議案 平成22年度芦屋町給食センター特別会計予算について 第43号
- 第42 町長提出議案 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計予算について 第44号
- 第43 町長提出議案 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について 第45号
- 第44 町長提出議案 平成22年度芦屋町病院事業会計予算について 第46号
- 第45 町長提出議案 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計予算について 第47号
- 第46 町長提出議案 大村市と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に伴う 第48号 場外発売事務の委託に関する規約の制定について
- 第47 町長提出議案 芦屋町と受託施行者との間におけるモーターボート競走施行に 第49号 伴う場間場外発売事務の委託に関する規約の制定について
- 第48 町長提出議案 委託施行者と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に 第50号 伴う場間場外発売事務の委託に関する規約の制定について
- 第49 町長提出議案 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減につい 第51号 て
- 第50 町長提出議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の 第52号 増減について
- 第51 町長提出議案 福岡県介護保険広域連合規約の変更について 第53号
- 第53 議員提出議案 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 第2号 を改正する条例の制定について
- 第54 議員提出議案 芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について 第3号
- 第55 意 見 書 案 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に 第 1 号 向けた取り組みを求める意見書について
- 第56 意 見 書 案 介護保険料の引き下げと減免を求める意見書について 第2号

第57 請 願 永住外国人地方参政権付与に関する意見書提出の請願について 第 1 号

第58 町長提出議案 副町長の選任同意について 第54号

第59 報 告 専決処分事項の報告について 第3号

第60 意 見 書 案 永住外国人地方参政権付与に関する意見書について 第3号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 益田美恵子 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 辻本 一夫

5番 小田 武人 6番 岡 夏子 7番 今井 保利 8番 川上 誠一

9番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛

13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 安高直彦 教育長 中島幸男 野口浩俊 会計管理者 総務課長 占部義和 企画政策課長 鶴原洋一 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大塚秀徳 税務課長 入江真二 環境住宅課長 守田俊次 福祉課長 嵐 保徳 地域づくり課長 内海猛年 競艇施設課長 境 富雄 学校教育課長 鶴原光芳 生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 小池健二

午前10時00分開議

〇議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

〇議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第3号から日程第57、請願第1号までの各議案については、 それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査 結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....

報告第3号

平成22年3月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

競艇事業関連議案審査特別委員会委員長 室原 健剛

競艇事業関連議案審査特別委員会審査結果

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規 定により、報告します。

原案可決

- 議案第45号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について、原案可決
- 議案第48号 大村市と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の 委託に関する規約の制定について、原案可決
- 議案第50号 委託施行者と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発 売事務の委託に関する規約の制定について、原案可決

.....

報告第4号

平成22年3月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

教育委員会及び都市整備課関連議案審査特別委員会委員長 小田 武人教育委員会及び都市整備課関連議案審査特別委員会審査結果

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規 定により、報告します。

- 議案第28号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第7号)について、原案可決
- 議案第33号 平成21年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)について、原案 可決
- 議案第37号 平成21年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案可決

- 議案第38号 平成22年度芦屋町一般会計予算について、原案可決
- 議案第43号 平成22年度芦屋町給食センター特別会計予算について、原案可決
- 議案第47号 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計予算について、原案可決

.....

報告第5号

平成22年3月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規 定により、報告します。

- 議案第6号 芦屋町暴力団等排除条例の制定について、原案可決
- 議案第7号 芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正 する条例の制定について、原案可決

- 議案第14号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第28号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第7号)について、原案可決
- 議案第35号 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第3号)について、原案可決
- 議案第38号 平成22年度芦屋町一般会計予算について、原案可決
- 議案第51号 福岡自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について、原案可決
- 議案第52号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について、 原案可決

意見書第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での選択に向けた取り組みを求める意見書について、原案可決

.....

少数意見、議員提出議案第2号について、少数意見として、議員報酬の月額に100分の20 を乗じて得た額を議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額に修正すべきとの意見が出され留保された。

.....

報告第6号

平成22年3月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人

民生産業委員会審査結果

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規 定により、報告します。

- 議案第16号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

- 議案第21号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

- 議案第28号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第7号)について、原案可決
- 議案第29号 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、原案 可決

- 議案第30号 平成21年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、原案可決
- 議案第31号 平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原 案可決
- 議案第32号 平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)について、原案可決
- 議案第34号 平成21年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第1号)について、原案可決
- 議案第36号 平成21年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について、原案可決
- 議案第38号 平成22年度芦屋町一般会計予算について、原案可決
- 議案第39号 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について、原案可決
- 議案第40号 平成22年度芦屋町老人保健特別会計予算について、原案可決
- 議案第41号 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決
- 議案第42号 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について、原案可決
- 議案第44号 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計予算について、原案可決
- 議案第46号 平成22年度芦屋町病院事業会計予算について、原案可決
- 議案第53号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について、原案可決
- 意見書案第2号 介護保険料の引き下げと減免を求める意見書について、原案可決
- 請願第1号 永住外国人の地方参政権付与に関する意見書提出の請願について、原案採択

.....

平成22年3月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

平成22年3月17日

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

「受付事務に関する件」「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備に関する件」「公営住宅に関する件」「芦屋橋の建設に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「医療及び医療行政に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

平成22年3月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則委員会に関する条例等に関する件」及び 「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第 75条の規定により申し出ます。

.....

以上です。

〇議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、競艇事業関連議案審査特別委員会委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、競艇事業関連議案審査特別委員会委員長に対する質疑を打ち切ります。 次に、教育委員会及び都市整備課関連議案審査特別委員会委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですから、教育委員会及び都市整備課関連議案審査特別委員会委員長に対する質疑を 打ち切ります。

次に、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

議員提出議案第2号の修正動議が、貝掛議員から提出されております。

この動議は、芦屋町議会会議規則第17条の規定により、2人以上の発議者がありますので、 成立いたしました。

動議に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、貝掛議員に対する質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第3号から、日程第57、請願第1号までの各議案について、順不同により討論を許します。なお、修正動議案に対しても、討論を許します。川上議員。

〇議員 8番 川上 誠一君

議案第38号平成22年度芦屋町一般会計に対する反対討論を行います。

100年に一度と言われた経済危機が、世界的には新興国の経済活動の活性などによって一定の持ち直しが見られる中で、日本だけは二番底の心配もされています。ますます深刻化する経済情勢の中で、芦屋町の予算を編成するのには、大変な労力が必要であったと思います。

一般会計は、地方交付税や臨時財政対策債などがふえていますが、地方税収は減っているため、 財政運営のゆとりなどとは言えない状況です。

このような中で、基金の取り崩しや町債の発行を極力とどめていることは評価できるものです。 歳出についても、予算案の中に賛成できる事業が多々あることは言うまでもありません。

しかしながら、現在の町民が置かれている状況から乖離しているものもあります。原油原材料

の急激な高騰に加え、08年のリーマンショックによる世界的な経済危機は、中小企業の経営に 大打撃を与えました。

さらに、円高とデフレが、同時進行するという異常事態が追い打ちをかけています。多くの業者は、経営も、生活も、成り立たないところまで追い込まれながらも、商売を続けたいと歯を食いしばって営業しています。

町政は、こうした人たちを支援するために施策を行うことが求められています。例を挙げれば、 今回鋳物師公園の建設が考えられていますが、今この時期にそういったものを町民が望んでいる のでしょうか。そういったものをつくる財源があるのであれば、今必要なことは、中小業者の支 援対策を充実させることのほうが、町民が必要としていることではないでしょうか。国の悪政か ら住民の生活を守る、その防波堤となるのが町政の役割です。予算のさらなる研さんを求めまし て、反対討論といたします。

次に、議案第41号に対する反対討論を行います。

3月29日に開かれる後期高齢者広域連合議会では、平成22年、23年度の保険料が決定されます。福岡県では、当初見込みでは、約13%の増加と見込んでいましたが、平成20年、21年における余剰金33億円の繰り入れと、財政安定化基金から約64億円の交付金を受け、1人当たり4.94%、3,550円増となる7万5,401円の保険料となる見込みです。

全国的には、8県が保険料を引き下げ、17県が据え置き、21都道府県が引き上げます。福岡県は、全国でも、上昇率、額とも4番目という高い水準です。今でさえ高い保険料がさらに高くなり、高齢者の生活はさらに厳しい状況となります。

民主党政権は、発足当時公約していた後期高齢者医療制度の廃止を先送りし、当初行うと言っていた保険料の負担軽減対策も実行していません。保険料値上げなどによる制度の被害をさらに拡大しようとしています。高齢者に医療費の削減と負担を押しつける後期高齢者医療制度は速やかに廃止すべきです。

以上のことから、反対をいたします。

続きまして、議員提出議案第3号、これも討論に入っていいんですかね。

〇議長 横尾 武志君

どうぞ。

〇議員 8番 川上 誠一君

議員提出議案第3号に対する反対討論を行います。

過去における本会議での定数削減に対する反対討論や全員協議会で削減に反対する理由を述べ

てきたので多くは述べませんが、議会の役割とはそもそも何かということで討論に参加します。

言うまでもなく、住民代表機関としての機能を持つ議会は、多種多様な住民意思を反映する複数の議員から成る合議体であり、議会に求められているのは、議論を通じて多様な住民の意思を反映し、それを統合調整して自治体の意思を形成することにあります。あわせて、それによって行政執行機関を監視することにもなります。

また、個々の議員を通じて行政に住民の意思を伝え、住民の利益に反するような場合、行政執 行機関を批判し監視していくことも大きな役割であります。

このように、重要な役割を担う議会の議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって 保障された民主主義制度を揺るがす問題となると同時に、この制度によって期待されている多種 多様な住民の意思を反映し、統合調整して自治体の政策意思を形成する上で欠陥が生じることに 通じるものでもあります。

現在の急速な景気悪化、格差と貧困の拡大など、深刻な暮らしや雇用破壊が進み、住民の多様な意見、町政への切実な要望も山積している中で、地方自治法の本旨にのっとり住民の暮らしや福祉を守るために、議会が今こそ、その役割を発揮する必要を強調するものであります。そのためにも、議員定数を削減することは、住民に最も身近な議会とのパイプを細くするものであり、絶対に認めることのできないことです。

今、名古屋市の河村市長の議員定数の半減が、マスコミで大きく取り上げられています。こうした中で、河村たかし名古屋市長がねらう市議定数の半減計画に対し、水田洋名古屋大学名誉教授ら著名13氏が、「民主政治を守れ」と呼びかけた声明は、名古屋市民の中に大きな賛同を広げています。13氏が声明を発表した1月8日以来、既に1,200人を超える人から賛同が寄せられています。

声明では、河村市長が、議員定数の削減によって政治の職業化による集権化に風穴をあけ、政治をボランティア化することを目指していることを挙げ、「日本国憲法が依拠する議会制民主主義は、社会生活の運営にその全員が参加するために、人類史上さまざまな試行錯誤を重ね到達した政治形態であり、なお、制約の余地があっても、全員参加のための代議制という原則は不動のものと考えられる。議員定数の削減は、真っ向からこの原則を崩していくものだ」と批判しています。

さらに、「憲法と地方自治法は、議会と首長は対等平等、チェック・アンド・バランスによって、 地方自治と民主主義を保持する『二元代表制』をとっている。議員定数を半減すれば、民意の反 映がされなくなり、行政調査権、監督権など、議会の権限を著しく弱める。議員のボランティア 化は、明治憲法下の市町村へと逆流する時代錯誤だ」と厳しく指摘しています。呼びかけ人の一人は、「議員定数半減反対の一点で、市民各層、市議会会派に賛同を呼びかけ、議会制民主主義を 守り抜きたい」と話しています。

このように、住民の中にも、定数削減や議員のボランティア化に対して、議会制民主主義を後退させるものと危惧する声が上がっています。定数削減は、財源論の問題ではなく、憲法と議会制民主主義、地方自治の根本にかかわる問題としてとらえなければなりません。

以上のことから、議案に対する反対をいたします。

続きまして、請願第1号に対する反対討論を行います。

請願は、政府が検討している永住外国人への地方参政権付与につきましては、慎重に対応する ことを求めているものですが、その理由の3点を拝読すると、参政権の付与に反対する立場が明 確となっています。

日本共産党は、我が国に永住する外国人に、地方参政権を付与することは当然のことであり、 当面の急ぐべき課題だと考えています。現在日本には、60万人を超える特別永住者を含む永住 外国人がいます。これらの人は、さまざまな問題を通じて地方政治と密接な関係を持っており、 日本国民と同じように地方自治体に対し、多くの要求や意見を持っています。

地方政治は、本来すべての住民の要求に応え住民に奉仕するために、住民自身の参加によって 進められるものです。外国籍であっても、日本の地方自治体で住民として生活し、納税を初めと する一定の義務を負っている人々が、住民自治の担い手になることは、憲法の保障する地方自治 体の根本精神とも合致しています。

意見書案では、最高裁判決が示されていますが、判決の中でも、永住外国人に地方参政権を保障することは、憲法上禁止されているものではないとの判決を下し、国会に判断をゆだねています。

これまでに1,500を超える自治体から、参政権を保障する意見書が国会に上がっています。 OECD加盟の30カ国で、二重国籍も認めず、かつ外国人に地方参政権も認めていないのは、 日本だけとなっています。

日本共産党は、参政権の保障について、地方選挙権とともに被選挙権についても付与しますし、 永住外国人の出身国が、日本人の参政権を認めている場合にのみに付与する総合主義の立場にと らわれず、地方自治法や憲法、国際人権規約を守る立場から、永住外国人を出身国によって差別 的扱いは行わないこととしています。

また、外国国籍であることを考慮して、個々人の意思を尊重して選挙資格を取得することの申

請を行った者に対して付与することにしています。

さらに、選挙活動の自由、政治活動の自由を保障し、地方自治体の条例制定などの直接請求権、 首長・議員リコールなどの住民投票権も同様に付与するとしています。

最後に、地域に貢献されている多くの外国人と地方自治の担い手としてどう受け入れているのか、これが今後の地方議会の課題であると考えております。

以上の立場で、反対といたします。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。益田議員。

〇議員 1番 益田美恵子君

請願第1号につきまして、公明党といたしましては、賛成の立場で推進を国会でもやっておりますので、この議案に対しましては、反対の立場で討論をさせていただきます。

我が国には、多くの外国人が居住し、日本人とともに社会生活を営んでおります。とりわけ、 大韓民国国民など朝鮮半島由来の外国人が、我が国の永住権や特別永住権を取得して多数居住しておられます。その総数は、60万とも言われております。

その中で、2世から4世までの方たちが91.6%を占めている。また、この2世以下の永住者の方々は、日本で生まれ、育ち、学び、結婚して子どもを設け、事業を興しておられます。そして、この国に骨を埋めていこうとしている人たちであります。生活実態は、日本人と全く変わりがありません。

公明党は、これらの事情にかんがみ、これらの方々が望むならば、許される範囲において、日本国民に近い扱いがされてしかるべきであるとの思いから、これまで永住外国人地方参政権法案を五たびにわたって提案をいたしております。

さらに、公明党は、多文化共生社会を目指している上から、税金を納め、地域住民として地域 でさまざまな役割を担っている永住外国人にも、その地位向上のために地方参政権を付与し、地 域発展のために貢献してもらうことがよいと考えているからであります。

平成10年に、公明党は、初めて国会に提出いたしております。それから、平成11年10月4日におきましては、自由民主党、自由党及び公明党との間の三党連立政権政治政策合意書には、公明党がそのとき既に衆議院提出済みの永住外国人に対する地方選挙権付与法案について、一部修正等を行った法案を改めて三党において議員立法で成立させると明記され、公明党間合意が成立いたしております。

大韓民国においては、2005年7月に永住資格を取得している3年以上経過した19歳以上

の外国人に対して、地方選挙投票権を付与することとなり、2006年5月31日の韓国統一地 方選挙から、これが適用されております。こうした大きな状況変化の中、修正を加えながら、これまで同法案は5回提出されましたが、いずれも廃案となっております。

この提出法案の要点といたしましては、第1点、相互主義を採用していること、相互主義とは、 外国人に権利を与えることについて、その外国人の本国が同様の権利を与えることを条件とする 法制であります。大韓民国が、日本人である永住者に対し、地方選挙権を付与する法律を施行し たことに照らし、本邦では、外国人たる永住者及び特別永住者に対し、地方選挙権を付与するこ ととしたものでございます。

それから、2点目におきましては、選挙権の付与に申請主義を採用し、永住外国人選挙人名簿の登録を取得の要件としたことであります。選挙権の取得を望み、かつ有権者として、日本の地域社会で一定の役割を果たしていく意思のある永住外国人に限り、これを与えることとしております。一律に選挙権を与えるのではなく、永住外国人選挙人名簿への登録を申請し、これが登録されて初めて、選挙権が付与されるという形の申請主義を採用したものでございます。

それから、第3点目といたしまして、選挙権を要件とする各種資格、すなわち、人権擁護委員や民生委員等への就任資格や条例の制定、改廃——改正とか廃案とか、地方議会の解散及び議員、長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれは付与しないことといたしております。

この法制は、廃案となった法案をめぐる反対論を考慮した中で、この法律により地方参政権を付与されるものの、要件といたしましては、永住者、または、特別永住者であって、相互主義の要件を満たす国籍を有する者であること。それから、永住外国人選挙人名簿に登録された年齢満20歳以上の外国人で、引き続き3カ月以上同一の市町村の区域に住所を有する者であることとなっております。

そのほか、虚偽登録及び所定の届出の義務を行わなかった者に対する罰則を規定すると、所要 の規定を定めてもおります。

それから、この請願書の中にも、平成7年2月28日の最高裁の判決は、その本論において、 憲法は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙に権利 を保障したものということはできないとする一方、傍論において、法律をもって地方公共団体の 長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているも のではないとしております。

これは、本論では参政権の付与を憲法は要請していないことを明らかにしており、傍論では、 禁止していないことを明言しているのであります。結果として、憲法は、この問題について判断 を立法府にゆだねており、法律によって外国人を排除しても、また、外国人に選挙権を付与して も、合憲であるとする許容説に立っていることがわかるからであります。こういったもろもろを かんがみまして、公明党は推進の立場をとっておりますので、この議案に対して、反対討論とさ せていただきます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

岡議員。

〇議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子。議員提出議案第2号に対する賛成討論を行います。

議案名としては、芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回、議員提案されている内容は、6月と12月支給の議員に係る期末手当の算定月額を現行3.2カ月分から3.1カ月分に、そして、そのほか、加算割合の40%を20%に削減するというものです。

この算定月や加算割合については、芦屋町長、副町長、教育長など、特別職と同率にするというものでもあります。この議員報酬や期末手当に関する削減については、町民の方々で構成された報酬審議会が、町長の諮問を受け、答申された内容に基づいて、平成20年3月議会で月額報酬の削減や期末手当の削減案などが提出されました。しかし、議会では3月議会が継続審議になり、6月議会で、そのもろもろの削減内容の中の費用弁償、日額2,500円が500円に削減されるという内容のみに修正されたものでした。

私は、この間議会で、月額報酬が約20年間にも及んで一切見直し、削減がされていないこと や期末手当の加算割合について、問題にしてきました。

特に、加算割合については、平成18年に新聞報道などで明らかになったことでは、国会法で、一般職の国家公務員の最高の給料額より少ない歳費を受けると定められた国会議員と違い、地方議員は、加算の根拠となる法律がないということです。そのときの新聞報道で県内の実態を公表し、芦屋町の40%が突出しているということがわかりました。

私は、その後調査などしまして、その年の6月の期末手当の加算割合分から受け取り拒否を行うために、町を通じて供託させていただいております。ちなみに、そのとき指摘された芦屋町に次ぐ高率として30%割り増しの久山町は、翌年早々に30%から10%に削減しております。

ちなみに、直近の実態調査では、昨年度公表された分では、県内の加算割合の平均割合は2

0%未満です。

今回の提案では、私のこの主張からして加算割合を20%削減ということでは、私の廃止ということとは違い満足するものではございません。しかし、近隣での実態が20%になっている現状から、今後も引き続き、この加算割合の問題点を指摘しながら廃止を求めていくこととし、そして、そのほかにも、算定月の削減などを一定評価することとしまして、議員みずから提案されたということで、議会みずからの姿勢を示す必要があるということで、賛成するものです。

続きまして、議員提出議案第3号芦屋町議会議員提出条例の一部を改正する条例の制定について、これに対して反対討論を行います。

これは、現行13名の定数を12名にする1減ということになっておりますが、この理由に関しまして、提出理由に関しましては、13名という奇数は、採決の場合の議長の裁決を最終的に求めることなど、議長の中立性・公平性というところを重んじれば偶数であるべきだという主張と、1名削減することで500万円近い削減ができるという理由だったと思います。

このことに関しましては、確かに県下の実態として、偶数の議員定数がほとんどでございます。 しかし、もちろん奇数の自治体もあることでは、このことが再々それを使わなければならないと いうことは、ほとんど考えられない状態です。

私にとっては、この偶数であるべき理由に対する説得力を欠いているということと、1名削減することで一気に500万円減らされるということでは、いわゆる経費削減だけを考えれば、先ほど来言ってます加算割合の問題、あるいは、月額報酬についての今後の課題、そういうことでやっていけるのではないかと思うことと、13名というこの数字が、2003年、平成15年の選挙で、それまで18名だった定数が16名になり、2007年度の選挙においては、それがまた一気に16名から13名になったということで、これが、13名から12名一気に減らすということが、果たして民意なのかどうか、これは疑問の余地があります。

むしろ、13名ということでかなり審議も大変な状態であります。2つに分けた委員会ということでもございますが、いずれにしても、民意としては、議会が透明化を図り、そして、議会としての説明責任を果たして、なおかつ、町議会の活性化に向けたそういう姿勢を望んでいるのではないかというところの観点から、この定数削減に反対するものでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。貝掛議員。

〇議員 2番 貝掛 俊之君

2番、貝掛です。議員提出議案第3号について、賛成の立場から討論いたします。

我が国の地方自治は、急変する時代背景の中で、量、質、機能の分野から改革が必要不可欠と 考えます。地方分権とは、住民がみずから自己責任で地域を担っていく時代の到来であり、協働、 参画のまちづくりなど、住民主体の地域運営に移行しつつあります。そして、今後は、地方議会 のあり方や役割が大きく変わっていくものと考えられます。いかに国や県に依存せず、芦屋町の 将来をみずからの知恵を振り絞って考え出し、いかにして持続可能な芦屋町を構築していくかが 問われています。

そこで、私は、同志議員とともに現状に甘んずることなく、みずから議会を見直していこうと、 議論を重ねてまいりました。

そして、まず、だれのための議会改革なのか、このことをしっかり考え議論した結果、町民の 皆様のための議会改革でなくてはならない。そういう結論を再認識いたしました。

そこから、この辻本議員が提出しました議員定数削減の議案であります議員提出議案第3号に 賛同したわけでございますが、まず、定数削減により、民意を十分に反映できないという意見が ございますが、町民の皆様の声を行政に届けさせることは、各議員の努力の問題であり、定数を 削減すれば、民意が反映できないということはございません。我々議員が、今よりもさらに町民 の皆様方の声を聞く姿勢と努力をすれば、それは解消できるものと考えます。議員の数が民意を 反映するのではなく、議員の資質、そして、努力が、民意を反映するのではないでしょうか。

そして、今まさに、町民の皆様の声が議員定数削減を望んでいるのであり、我々はその声を届けようと努力しております。

第2号議案に関しても、私は反対ではございますが、これも民意と受けとめて、10%削減の 修正動議という形で提出いたしました。

過去において、議員定数は、22から18、18から16、そして、19年度より13と削減 されました。私は、削減することによって民意が反映されなくなった。行政の監視ができていな いという声を聞いたことはございません。

当初、我々は、議員定数10と考えておりました。10人で一つの委員会でいいのではないか、 地域主権が叫ばれる中、小さな政府を実現するためにも、効率的な組織体制にする必要があり、 最少の経費で最大の効果を発揮しなくてはなりません。しかしながら、急激な改革は反動を生む ことを考慮してそこに一歩でも近づこうと、12と決定し賛同いたしました。

また、地方自治を研究しております山梨学院大学教授江藤俊昭氏は、自治を担う議会改革として、このようなコメントをしております。

ちょっとポイントだけを言いますが、首長サイドのパワーセンターと並ぶもう一つのパワーセンター、インテリの先生ですので、横文字が多いんですけども、いわゆる執行部と議会、これの 力関係が対等であるためには、討議できる人数が必要である。

そして、その人数を提示すると、本会議中心主義の議会では6から10人程度、委員会主義中心の議会では、6から10人掛けるの常任委員会数、したがいまして、この芦屋町議会は本会議中心主義で、この地方自治を研究しております先生の見解では、6から10でも討議は可能であるということになります。

しかしながら、2つの常任委員会があることを尊重しまして、各委員会6人の12人が妥当ではないかという結論に達しました。実際に19年度より、民生産業常任委員会では、6人で審議しております。

私は、総務文教常任委員会に所属しておりますが、この3年間、民生産業常任委員会において、 民意が届かない、行政に対する監視ができていないということを私は思いません。十分に審議され、議論されていることと確信しております。ですから、総務文教常任委員会においても、現在 の7名を6名に削減しても、しっかりと行政を監視し、議論、審議できるものと考えます。

また、議員が減ると、挙党体制ができ少数意見が排除さるのではないか、そういった危惧もございますが、我々が執行部を監視しているのと同様、町民の皆さんは、我々議員をしっかりと監視され、見守ってくださっていらっしゃるものと確信しております。

もし、仮にそのようなことがあれば、地方自治法第76条により、議会の解散、同法80条により、議員の解職を住民の皆様方は請求できるわけで、これをもってそのような危惧はぬぐい去られるものと考えます。

最後に、議員定数削減、報酬削減が民意であるのは、ひとえに、我々議員に対する住民の不信 感によるものと考えます。我々は、そのことを真摯に受けとめ、この不信感をぬぐい去るために も、何度も言いますが、議員の資質向上と努力が必要不可欠でございます。

定数削減という、みずから我々は、リストラを敢行しようとしているわけでございますが、このことによって、議員に緊張感が生じ、それが資質の向上、努力へとつながっていくものと考えます。定数削減は、我々にとってピンチでもありますが、新たなる町民皆様のための議会改革へのチャンスでもあります。

私は、身を削る思いでこの定数削減議案に賛同いたしました。この削減議案が民意であるとい うことを真摯に受けとめ、各議員の英断を期待しつつ、私の賛成討論といたします。

ほかにございますか。田島議員。

〇議員 3番 田島 憲道君

3番、田島でございます。私は、議員提出議案第3号議員定数条例の一部を改正する条例について、 対の立場で討論を行います。

先ほど、貝掛議員は、町民に向けてメッセージを発せられました。私は、常に町民の声に耳を 傾け、真摯な態度で議会に臨む議員皆さんに訴えたいと思います。

議員報酬の期末手当のカットと定数1名を削減とする案、これら2つの議案は、町民の負託を受けた議員それぞれが襟を正し、苦渋の末に決断した議員提出議案であります。これは、行き過ぎた市民オンブズマンやマスコミにあおられ、住民を巻き込み推し進めた請願や意見書ではないことを確認しておきたいと思います。

今の芦屋町の現状は、大変厳しい状況にあります。さらなる経済状況の悪化により、町の商工業者や農漁業従事者、また、自衛隊、すべての町民がこの不況にあえぎ苦しんでおります。ここ数年、業者の廃業や経済苦によりみずから命を絶った事例など、一体どれぐらいあったでしょうか。

行政側も、行財政改革を進め、職員数や給与の引き下げを実施し、住民サービスも低下しております。また、社会情勢の不安定化により、自治体の根幹収入である税収は低下傾向にあります。 そこで、町民に不便をおかけしている現状の中、今我々議会人にできることは、まずは、さらなる議会経費の削減を実施しなければと考えます。

そこで、遠賀郡内の議員定数を見ると、岡垣町は16名、これは、議員1人に対して2,033名です。水巻町も16名、人口当たり1,918名、遠賀町は14名、人口当たり1,403名であります。で、芦屋町を人口比にすれば、1,224名となっており、他町並みの人口比に換算すれば10名、議員1人に対しての比率は1,591名、10名の議員数が妥当ではないかと考えます。

この定数を10名にする案は、昨年、全員協議会の場で議員みんなで議論しました。極端な削減は、住民の声が届きにくくなるとのご批判もあり、本会議提出に至りませんでした。

定数を削減するメリットとしては、議員1人に負託する票数がふえ、一部の人のためだけに利益誘導に走るのではなく、より広域的な視野で議員活動ができるということです。今回の1名削減12名とする案は、議会は運営上定数は偶数であるのが望ましいことであります。

また、議会経費の削減から考慮すれば、これは、約500万の削減効果を生みます。この50 0万を公共福祉の充実や教育環境の整備に充てることも、また民意の反映ではないでしょうか。 19年の統一地方選挙で3名削減したことは、記憶に新しいことですが、今回でさらなる1名の削減をやり遂げ、議会内での採決において、議長は中立の立場であるにふさわしい偶数の定数とすることが、議会の正常化を模索する最良の道だと考えます。どうか、町民の目に見える形での議会改革、町民にとってわかりやすい議会改革である議員定数の削減にご賛同いただくことを願うものであります。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。辻本議員。

〇議員 4番 辻本 一夫君

4番、辻本です。私は、議員定数議案第2号芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本日、貝掛議員から提出されました修正動議に関して、賛成の立場から討論を行います。

議員の期末手当削減は、財政的に厳しい本町の状況から理解はしています。この第2号の議案につきましては、先ほども話がありましたが、一昨年の6月に執行部から提出された期末手当加 算率の削減案を否決したものを一部もとに戻した議案であるというふうに認識しています。

今、町民の中には、議員は何をしているのかとのおしかりの声があります。これは、議員としてやるべきことをしていないとのご意見だと思いますので、このことは、議員として率直に反省 しなければならないと思います。

しかしながら、議員として芦屋町の発展及び住民福祉の向上などの政策について研究し活動するためには、それなりの報酬は必要ではないでしょうか。議会や議員それぞれが活性化し、町民との意見交換や行政への政策提言、議会報告会の開催など、まだまだ取り組むべき課題は数多くあります。

そこで、私は、より財政的効果があり、かつ真の議員活動を縮小せずにできる政策としては、 住民の思い、民意である定数の削減ではないかと考えて今回、議員定数13名を12名にすることを提案しています。

行財政改革に取り組んでいる中、経費の削減とサービスの向上を進めていくためには、期末手 当加算額もさることながら、定数削減のほうが、経費削減額は約600万円にも上り、より効果 的だと思っています。

したがいまして、今後とも、財政状況等の推移を見ながら、段階的な取り組みを検討すべきではないかとの思いで、定数問題と関連する貝掛議員の提出議案に賛成するものであります。

以上で、終わります。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。

まず、日程第1、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の 挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の 挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の 挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の 挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の 挙手をお願いします。

[挙 手]

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の 挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の 挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方 の挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方 の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第10、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第11、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第13、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第14、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第15、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第16、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第17、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第18、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第19、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第20、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第21、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第22、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第23、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第24、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第25、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第26、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第27、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第28、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第29、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第30、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

満場一致であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第31、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第32、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第33、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第34、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第35、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第36、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第37、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第38、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第39、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第40、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第42号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第41、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第43号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第42、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第44号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第43、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第45号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第44、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第46号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第45、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第46、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第48号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第47、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第48、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第49、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第50、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第51、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第52、議員提出議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに 賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議員提出議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。 ただいまから、議員提出議案第2号及び修正案について採決を行います。今井議員。

〇議員 7番 今井 保利君

修正議案は出されたんですけども、修正議案は、これを議案とするというようなことでやって ませんから議案になってないと思います。

〇事務局長 磨田 育生君

答弁いたします。

修正動議の議案が出ておりますので、修正の議案というよりも、修正部分についての採決を行うということでございます。修正の動議、2名以上の発議がありますので、修正の動議は認めておりますので、原案としてお手元に配っております修正案を採決するということでございます。

〇議長 横尾 武志君

最初から動議が出ておりますので、現場ではなくして、いいですか。

〇議員 7番 今井 保利君

すみません、現場でなかったことで確認しました。

では、最初から行います。

ただいまから議員提出議案第2号及び修正案についてを採決を行います。挙手をされない方は、 否決とみなしますので、ご留意ください。

日程第53、議員提出議案第2号について、修正動議が提出されておりますので、修正案のと おり、修正することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって修正案については、否決することに決定いたしました。 したがって、原案について採決を行います。なお、委員長報告は否決であります。 原案について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議員提出議案第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

ただいまから、議員提出議案第3号について採決を行います。挙手されない方は、否決とみな しますので、ご留意をお願いします。

日程第54、議員提出議案第3号について、委員長報告は否決であります。よって、原案について、採決を行います。原案に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、議員提出議案第3号は、原案を否決することに決定いたしました。

次に、日程第55、意見書案第1号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。意見書案第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第56、意見書案第2号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

賛成多数であります。よって、意見書案第2号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第57、請願第1号について、委員長報告のとおり、請願を採択することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、請願第1号は、原案を採択することに決定いたしました。 以上で、採決を終わります。(「動議」と呼ぶ者あり)

〇議長 横尾 武志君

賛成者がいませんが。(「賛成」と呼ぶ者あり)

〇議員 7番 今井 保利君

ここまで終わって最後に聞こうと思ったんですが、議員提出議案第2号の賛成及び提出者については、すべての議員の名前を入れたいということで上げてまして、今回、可決されましたので、可決された議員のすべての名前を入れ、この提出議案を修正したいと思いますので、その修正についての決をとっていただきたいと思って動議を出しました。

〇議長 横尾 武志君

今、今井議員から、発言がありましたので、それでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(発言する者あり)

〇議長 横尾 武志君

もう1回、どうぞ。

〇議員 7番 今井 保利君

すみません、私が出しました議員提出議案は、私の提出者となっておりますし、賛成者本田議員となっておりますけども、今回この議案に賛成していただいた議員全員の提出者、賛成者で名前を修正したく、決をとっていただきたくお願い申し上げます。

〇議長 横尾 武志君

ということですので、賛成者は名前を載せていいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいをいたします。

〇議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。

日程第58、議案第54号、日程第59、報告第3号の各議案については、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

〇議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

議案第54号の「副町長の選任同意」につきましては、安高直彦氏の任期が平成22年3月3 1日をもって満了となりますので、新たに鶴原洋一氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

鶴原氏は、37年6カ月間、芦屋町職員として職務に精励され、その間、税務課長、業務課長、 遠賀郡4町合併協議会事務局長、企画政策課長を歴任され、卓越した識見をもって町政全般にわ たる施策の立案に参画されるなど、指導的な役割を担ってこられました。

本町を取り巻く現状を考えるとき、鶴原氏は副町長として適任でありますので、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告案件でございます。

報告第3号の「専決処分事項の報告」につきましては、所得制限外住宅を退去した方から、原 状回復費用の範囲について異議があるとの「敷金返還請求訴訟」を起こされておりましたが、こ の事件について和解が成立いたしましたので、報告するものでございます。

以上、簡単でありますが提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第58、議案第54号については、人事案件でございますので、質疑から 討論までを省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

ここで、鶴原課長、退席をお願いします。

〔鶴原洋一君 退席〕

〇議長 横尾 武志君

ただいまから採決を行いますが、挙手されない方は否決とみなしますので、ご留意ください。 お諮りします。日程第58、議案第54号について、原案のとおり同意することに賛成の方の 挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第54号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これで、採決を終わります。

〔鶴原洋一君 着席〕

〇議長 横尾 武志君

ただいまから質疑を行います。日程第59、報告第3号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号の質疑を打ち切ります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。請願第1号が採択されましたので、新たに日程第60、意見書案第3号を日程 に追加し、これを議題として上程し、書記に意見書案の朗読をさせたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

書記に朗読を命じます。

.....

永住外国人地方参政権付与に関する意見書(案)

外国人参政権付与をめぐって、ここ数年、国会で論議が続けられております。法案の成立は、 防がれているものの、地方自治体では、外国人に限定的な形で参政権を与える動きが、徐々に広 がりつつあることはご承知のとおりであります。

しかし、現行憲法には、参政権は「国民固有の権利」と明記されており、その第15条においては、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とうたわれ、第93条には、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」とあります。ここに言う「住民」は、「国民」であることを前提にしていることは、言うまでもありません。このことは、最高裁判決(平成7年2月28日)でも、「憲法第15条第1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在住する外国人には及ばない」としております。

これに対し、地方参政権を与えるだけならいいのではないかという意見が存在することも事実であります。ある国に何年住んでいるとか、税金を納めているとか、保険料を納めているということ等がその根拠となっているようであります。しかし、それと参政権を持つ資格というのは、全く異なる次元であり、外国人参政権は日本国憲法に違反するという最高裁判決をないがしろにするものと言わざるを得ません。日本に長く住んでいる外国人の意思を政治に反映することは意義のあることではありますが、最高裁判決にあるように、それは、参政権以外の範囲にとどまるべきものであります。

以上、永住外国人地方参政権には、さまざまな問題点があり、時間をかけた十分な国民的議論が必要であります。

つきましては、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議 論していただきますよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

法務大臣 殿

外務大臣 殿

福岡県遠賀郡芦屋町議会議長 横尾 武志

.....

以上です。

〇議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。日程第60、意見書案第3号については、趣旨説明及び質疑、討論を省略し、 直ちに採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいまから採決を行います。日程第60、意見書案第3号について、原案のとおり可決する ことに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、意見書案第3号は、原案を可決することに決定いたしました。 これで採決を終わります。

なお、可決いたしました意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

〇議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成22年芦屋町議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時42分閉会